

別
表

区分		図書の種類	審査すべき事項	判定すべき事項
		構造計算概要書	平成十九年国土交通省告示第号別	平成十九年国土交通省告示第号別
す定規にイ号一第一項二第二条一十八第令 項事通共				
各階平面図 、二面以上 の立面図、 二面以上の 断面図、基 礎伏図、各 階床伏図、 小屋伏図、 二面以上の 軸組図及び 軸構造詳細 図		構造耐力上主要な部分である部材（接合 部を含む。）の位置、形状、寸法及び材 料の種別並びに開口部の位置、形状及び 寸法が明記されており、それらが記載さ れた図書相互において整合していること	記第一号様式による構造計算概要書に記 載すべき事項が明記されており、それら が適切であること。	記第一号様式による構造計算概要書に記 載すべき事項が明記されており、それら が適切であること。
構造計算においてその影響を考慮した非 構造部材の位置、形状、寸法及び材料の 種別が明記されており、それらが記載さ れた図書相互において整合していること				

保有水平耐力による算計による安全性を確かなためかを建築物

各条号関係	
略伏図	<p>国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力度を算出する場合に当該認定に係る認定書の写しを添えた場合には、当該算出方法に係る書のうち國書のうち國土交通大臣の指定したものと除く。</p> <p>（）</p>
各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位	<p>地盤の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び基礎及び基礎ぐいの許容支持力度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p> <p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>

二十九 第令 行規則第一 項の表三の 分を含む。」の位置が明記されて いること。	地盤構成、支持地盤及び建築物（地下部 の）の位置が明記されて いること。	地盤調査方法及びその結果が明記されて いること。	特別な調査又は研究の結果に基づく國 土交通大臣の認定を受けた構造方法等そ の他特殊な構造方法等が使用されてい る場合にあつては、その認定番号、使用条 件及び内容が明記されており、それらが 適切であること。	法第六十八条の二十六の規定に基づく國 土交通大臣の認定を受けた構造方法等そ の他特殊な構造方法等が使用されてい る場合にあつては、その認定番号、使用条 件及び内容が明記されており、それらが 適切であること。
二十 八 第令 基礎・地盤 説明書（施 設の）第三 条の第一項の 表三の			書 結果等説明	特別な調査 又は研究の 結果に基づく 國土交通大臣の 認定を受けた 構造方法等そ の他特殊な構 造方法等が使 用されてい る場合にあつ ては、その認 定番号、使 用条件及び内 容が明記さ れており、それ らが適切であ ること。

置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。

置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。

略軸組図

すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。

部材断面表

各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様が明記されていること。
--

荷重・外力計算書

固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

と。

積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。

応力計算書 (応力図及 び基礎反力 図を含む。)

構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
--

すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。

略軸組図

すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。

部材断面表

各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様が明記されていること。
--

荷重・外力計算書

固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

と。

積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。

略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。

構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。

二十八 第 令	基礎ぐい等 計算書	基礎ぐい等 計算書	基礎ぐい等 計算書	基礎ぐい等 計算書
層間変形角 計算書	使用上の支障に関する 計算書	はり又は床版に生ずるたわみが令第八十二条第四号の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されること。
地震力によつて各階に生ずる水平方向の 地震力によつて各階に生ずる水平方向の	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。

地震時 （風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。	地震時 （風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。	平成十九年国土交通省告示第 記第三号様式に定める応力図が明示され ており、それらが適切であること。	平成十九年国土交通省告示第 記第三号様式に定める応力図が明示され ており、それらが適切であること。
断面計算書 （断面検定 比図を含む）	平成十九年国土交通省告示第 記第四号様式に定める基礎反力図が明示 されており、それらが適切であること。	平成十九年国土交通省告示第 記第四号様式に定める基礎反力図が明示 されており、それらが適切であること。	平成十九年国土交通省告示第 記第四号様式に定める基礎反力図が明示 されており、それらが適切であること。
応力度が材料の許容応力度を超えていな いこと。	応力度が材料の許容応力度を超えていな いこと。	応力度が材料の許容応力度を超えていな いこと。	応力度が材料の許容応力度を超えていな いこと。
断面計算書に記載されている構造耐力上 主要な部分である部材の断面の形状、寸 法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容と	断面計算書に記載されている応力と応力 計算書に記載されている数値とが整合し ていること。	断面計算書に記載されている応力と応力 計算書に記載されている数値とが整合し ていること。	断面計算書に記載されている応力と応力 計算書に記載されている数値とが整合し ていること。

保有水平耐力計算結果一覧表	保有水平耐力計算結果	保有水平耐力
各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。	各階の保有水平耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。	各階の保有水平耐力が明記されており、それらが適切であること。
架構の崩壊形が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。	構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。

係関三の条二十八第令	係関二の条
層間変形角 計算結果一覧表	層間変形角 計算結果一覧表
各階及び各方向の層間変形角が二百分の一以内であること。 各階及び各方向の層間変形角が二百分の一を超える場合に限る。）。	各階及び各方向の層間変形角が二百分の一を超える場合に限る。）。

令第十八条の関係			
使用構造材 料一覧表	各階平面図 立面図、二 以上の断面 及び小屋 伏図		
使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあっては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること。屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の位置、形状及び寸法が明記されていること。	保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること。
使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法の規定に適合していること。			

耐力の数値が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること	耐力の数値が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること
各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別が明記されており、それらが適切であること。
各階及び各方向の保有水平耐力における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の保有水平耐力における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること。
各階及び各方向の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること。

する 限界 を確 かめ た建 築物 の耐 力計 算書		
使 用構 造材 料一 覧表	構 造計 算チ エツ クリス	二面 以上 の断 面図、 基 礎伏 図、各 階床伏 図、小 屋軸組 図及び 構造詳 細図
構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	構造計算チ エツ クリス	寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。 プログラムによる構造計算を行った非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。

(二)	令第 八十 一条 項第一 項第二 項に 規定	構 造計 算概 要書	屋 根ふ き材 等計 算書	応 力計 算書	荷 重・外 力計 算書	位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記され、該認定において指定された条件に適合していること。
各階平面図、二面以上の立面図	平成十九年国土交通省告示第 一号様式による構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。	平成十九年国土交通省告示第 一号様式による構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第 八十二条の四の規定に適合していること	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第 八十二条の四の規定に適合していること	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第 八十二条の四の規定に適合していること	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが適切であること。	平成十九年国土交通省告示第 一号様式による構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第 八十二条の四の規定に適合していること	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第 八十二条の四の規定に適合していること	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第 八十二条の四の規定に適合していること	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。

基礎・地盤 説明書（施 行規則第一 条の三第一 項の規定 〔〕項の規定 に基づき國 土交通大臣 があらかじ め適切であ ると認定し た算出方法 により基礎 の許容 書の写しを 出する場合 で当該認定 に係る認定 書添えた場 合にあつては 、當該算出	地盤調査方法及びその結果が明記されて いること。	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部 分を含む。）の位置が明記されているこ と。	地下水位が明記されていること（地階を 有しない建築物に直接基礎を用いた場合 を除く。）。	関する検討内容が明記されており、それ が適切であること。
地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐ				関する検討内容が明記されており、それ が適切であること。

特別な調査 又は研究の 結果等説明 書	<p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。</p>
<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。</p>	
<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。</p>	

方法に係る
図書のうち
国土交通大臣の指定したものと除く。)

いの許容支持力の数値及びそれらの算出
方法が明記されており、それらが建築基
準法令の規定に適合していること。

略伏図

略軸組図	略伏図	部材断面表	荷重・外力 計算書
各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。
すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。

数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。

積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

地震力（令第八十二条の五第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

地震力（令第八十二条の五第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。

積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

地震力（令第八十二条の五第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

積雪・暴風時耐力計算書	記第四号様式に定める基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	記第四号様式に定める基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
断面計算書(断面検定比図を含む)	記第四号様式に定める基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	記第四号様式に定める基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
平成十九年国土交通省告示第 号別記第五号様式に定める断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。	記第四号様式に定める基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	記第四号様式に定める基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
構造耐力上主要な部分である部材(接合)	記第四号様式に定める基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	記第四号様式に定める基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
構造耐力上主要な部分である部材(接合)	記第四号様式に定める基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	記第四号様式に定める基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

損傷限界に関する計算結果一覧表	
損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一以内であること。 損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一を超える百二十分の一以内である場合に限る。）。	令第八十二条の五第三号ハに規定する地 震力が損傷限界耐力を超えていないこと。 損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一以内であること。
損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一以内であること。 損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一を超える百二十分の一以内である場合に限る。）。	令第八十二条の五第三号ハに規定する地 震力が損傷限界耐力を超えていないこと。 損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一以内であること。
損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一以内であること。 損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一を超える百二十分の一以内である場合に限る。）。	令第八十二条の五第三号ハに規定する地 震力が損傷限界耐力を超えていないこと。 損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一以内であること。

積雪・暴風時耐力計算結果一覧表	損傷限界に関する計算書
構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力及び耐力並びにその比率が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力及び耐力並びにその比率が明記されており、それらが適切であること。
建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に各階に生ずる層間変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に各階に生ずる層間変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に各階に生ずる層間変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に各階に生ずる層間変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に各階に生ずる層間変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に各階に生ずる層間変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。

安全限界に関する計算結果一覧表	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が明記されており、それらが適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が七十五分の一（木造である階にあつては、三十分の二）を超える場合にあつては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができるについての検証内容が適切であること。	表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値を精算法で算出する場合にあつては、工学的基盤の条件が建築基準法令の規定に適合していること。
各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が七十五分の一（木造である階にあつては、三十分の二）を超える場合にあつては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができるについての検証内容が適切であること。	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が明記されており、それらが適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が七十五分の一（木造である階にあつては、三十分の二）を超える場合にあつては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができるについての検証内容が適切であること。	表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値を精算法で算出する場合にあつては、工学的基盤の条件が建築基準法令の規定に適合していること。
各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が七十五分の一（木造である階にあつては、三十分の二）を超える場合にあつては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができるについての検証内容が適切であること。	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が明記されており、それらが適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が七十五分の一（木造である階にあつては、三十分の二）を超える場合にあつては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができるについての検証内容が適切であること。	表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値を精算法で算出する場合にあつては、工学的基盤の条件が建築基準法令の規定に適合していること。

書 関する計算		安全限界に各階及び各方向の安全限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
建築物の安全限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の安全限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
各階及び各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
構造耐力上主要な部分である柱、はり若	各階及び各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。

(三)							
第令 通共							
要書 構造計算概 算書	土砂災害特 別警戒区域 内破壊防止 等計算書	屋根ふき材 等計算書	使用上の支 障に関する 計算書	基礎ぐい等 計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐 力上主要な部分である部材に関する構造耐 力計算書が建築基準法令の規定に適合して いること。	各階及び各方向の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること。	令第八十二条の五第五号ハに規定する地 震力が保有水平耐力を超えていないこと
平成十九年国土交通省告示 第一号様式による構造計算概要書に記載	居室を有する建築物の外壁等が令第八十 二条の五第八号の規定に適合しているこ と。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第 八十二条の五第七号の規定に適合してい ること。	はり又は床版に生ずるたわみが令第八十 二条第四号の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐 力上主要な部分である部材に関する構造耐 力計算書において適切に反映されている こと。	各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の安全限界変形時におけ る構造耐力上主要な部分である部材に生 ずる力の分布が明記されており、それら が適切であること。	
平成十九年国土交通省告示 第一号様式による構造計算概要書に記載	居室を有する建築物の外壁等が令第八十 二条の五第八号の規定に適合しているこ と。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第 八十二条の五第七号の規定に適合してい ること。		基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐 力上主要な部分である部材に関する構造耐 力計算書において適切に反映されている こと。	各階及び各方向の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切で あること。	各階及び各方向の安全限界変形時におけ る構造耐力上主要な部分である部材に生 ずる力の分布が明記されており、それら が適切であること。	

物築建ためか確を性全

特 別 な 調 査 又 は 研 究 の 結 果 等 説 明 書	料一覧表			
	構造計算チ エツクリス ト	構造計算チ エツクリス ト	構造計算チ エツクリス ト	構造計算チ エツクリス ト
法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。	部を含む。)に使用されるすべての材料の種別(規格がある場合にあつては当該規格)及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の値並びに認定番号が明記され、該認定において指定された条件に適合していること。	令の規定に適合していること。	法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。
法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。				

安に算計等度力応容許るす定規にイ号二第項二第条一十八

事 項	各階平面図 、二面以上 の立面図、 二面以上の 断面図、基 礎伏図、各 階床伏図、 小屋伏図、 二面以上の 軸組図及び 構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること	すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
構造耐力上主要な部分である部材(接合)	プログラムによる構造計算を行いう場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための項目が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。	プログラムによる構造計算を行いう場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための項目が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。	すべき事項が明記されており、それらが適切であること。

部材断面表	略軸組図	略伏図	当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち、国土交通大臣の指定したものと除く。)	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。
各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様が明記されていること。	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。		

係関号	各条二十八第令	基礎・地盤説明書（施設規則第一の三第一項の表三の（二）項の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎の許容支持力を算出した場合にあつては、當該算出方法に係る図書のうち、国土交通大臣の指定したものと除く。）	地盤調査方法及びその結果が明記されていること。	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。
		地盤構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	地下水位が明記されていること（地階を除く。）。	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。

係関二の条二十八第令											
			基礎ぐい等 計算書			断面計算書 (断面検定比図を含む)			平成十九年国土交通省告示第 号別 記第三号様式に定める応力図が明示され ており、それらが適切であること。		
			基礎ぐい等 計算書			断面計算書 (断面検定比図を含む)			平成十九年国土交通省告示第 号別 記第四号様式に定める基礎反力図が明示され ており、それらが適切であること。		
基礎ぐい等 計算書	層間変形角	使用上の支障に関する 計算書	基礎ぐい等 計算書	層間変形角	使用上の支障に関する 計算書	断面計算書 (断面検定比図を含む)	層間変形角	使用上の支障に関する 計算書	断面計算書 (断面検定比図を含む)	層間変形角	使用上の支障に関する 計算書
各階及び各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	平成十九年国土交通省告示第 号別 記第五号様式に定める断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。	平成十九年国土交通省告示第 号別 記第五号様式に定める断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。	平成十九年国土交通省告示第 号別 記第五号様式に定める断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。	平成十九年国土交通省告示第 号別 記第三号様式に定める応力図が明示され ており、それらが適切であること。	平成十九年国土交通省告示第 号別 記第四号様式に定める基礎反力図が明示され ており、それらが適切であること。	平成十九年国土交通省告示第 号別 記第三号様式に定める応力図が明示され ており、それらが適切であること。

十八第令	心剛性率・偏 心率等計算 書	屋根ふき材 等計算書	応力計算書	荷重・外力 計算書	使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第八十二条の四の規定に適合していること。
各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。						

層間変形角 計算結果一 覧表	十八第令 係関四の条二十八第令	各階平面図 、二以上の断面 図及び小屋 伏図	使用構造材 料一覧表
各階及び各方向の層間変形角が二百分の一以内であること。	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（層間変形角が二百分の一を超える百二十分の一以内である場合に限る。）。	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の位置、形状及び寸法が明記されていること。	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位が明記されおり、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。

十八第令及び号各条二十八第令るす規に項三第条一十八第
項事通

ト エ ク リ ス 構 造 計 算 チ フ	構 造 計 算 概 要 書	各階平面図 、二面以上 の立面図、基 礎伏図、各 軸組図及び 構造詳細図	各階平面図 、二面以上 の立面図、基 礎伏図、各 軸組図及び 構造詳細図	一 号 様 式 に よ る 構 造 計 算 概 要 書 に 記 載 す べ き 事 項 が 明 記 さ れ て お り 、 そ れ ら が 適 切 で あ る こ と 。
プログラムによる構造計算を行う場合に おいて、申請に係る建築物が、当該プロ グラムによる構造計算によつて安全性を 確かめることのできる建築物の構造の種 別、規模その他のプログラムの使用条件 に適合するかどうかを照合するための事 項が明記されており、それらがプログラ ムの使用条件に適合していること。	構造計算においてその影響を考慮した非 構造部材の位置、形状、寸法及び材料の 種別が明記されており、それらが記載さ れた図書相互において整合していること	構造計算による構造計算概要書に記載す べき事項が明記されており、それらが適 切であること。	構造計算による構造計算概要書に記載す べき事項が明記されており、それらが適 切であること。	構造計算概要書に記載す べき事項が明記されており、それらが適 切であること。
プログラムによる構造計算を行う場合に おいて、申請に係る建築物が、当該プロ グラムによる構造計算によつて安全性を 確かめることのできる建築物の構造の種 別、規模その他のプログラムの使用条件 に適合するかどうかを照合するための事 項が明記されており、それらがプログラ ムの使用条件に適合していること。	構造計算概要書に記載す べき事項が明記されており、それらが適 切であること。	構造計算概要書に記載す べき事項が明記されており、それらが適 切であること。	構造計算概要書に記載す べき事項が明記されており、それらが適 切であること。	構造計算概要書に記載す べき事項が明記されており、それらが適 切であること。

(四) 令 共	構 造 計 算 概 要 書	剛 性 率 ・ 偏 心 率 等 計 算 結 果 一 覽 表	平成十九年国土交通省告示第 号第	平成十九年国土交通省告示第 号第
各階及び各方向の剛性率の算出方法が明 記されており、それらが適切であること 。	各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法 が明記されており、それらが適切であること 。	各階及び各方向の偏心率の算出方法が明 記されており、それらが適切であること 。	各階及び各方向の剛心周りのねじり剛性の算出方法 が明記されており、それらが適切であること 。	各階及び各方向の剛心周りのねじり剛性の算出方法 が明記されており、それらが適切であること 。
各階及び各方向の剛性率の算出方法が明 記されており、それらが適切であること 。	各階の剛性率が十分の六以上、各階の偏 心率が百分の十五以下であること。 令第八十二条の六第三号の規定に基づき 国土交通大臣が定める基準による計算の 根拠が明記されており、それらが適切で あること。	各階の剛性率が十分の六以上、各階の偏 心率が百分の十五以下であること。 令第八十二条の六第三号の規定に基づき 国土交通大臣が定める基準に適合してい ること。	各階の剛性率が十分の六以上、各階の偏 心率が百分の十五以下であること。 令第八十二条の六第三号の規定に基づき 国土交通大臣が定める基準に適合してい ること。	各階の剛性率が十分の六以上、各階の偏 心率が百分の十五以下であること。 令第八十二条の六第三号の規定に基づき 国土交通大臣が定める基準に適合してい ること。

物築建ためか

係関号各条二十八第令			
支ぐいの許容算出方法により基礎を算定し、土交通大臣があらかじめ適切であると認定した場合	基づき国に規定する算出方法により基礎を算定し、土交通大臣があらかじめ適切であると認定した場合	基礎規則第一項の規定による基づき国に規定する算出方法により基礎を算定し、土交通大臣があらかじめ適切であると認定した場合	地盤調査方法及びその結果が明記されていること。
地下水位が明記されていること（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）。	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。	適切であること。
基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	基づき国に規定する算出方法により基礎を算定し、土交通大臣があらかじめ適切であると認定した場合	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。	適切であること。

確を性全安りよに算計造構るよにろことるめ定に四の条二

特別な調査又は研究の結果等説明書	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材の種別（規格がある場合にあつては、その規格）及び使用部位が明記され、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。
法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合には、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが該認定において指定された条件に適合していること。	使用する指定期定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算における許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。
法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合には、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが該認定において指定された条件に適合していること。	使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法の規定に適合していること。

使用構造材料一覧表

荷重・外力	計算書	び仕様が明記されていること。
固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。

部材断面表	略軸組図	略伏図	出する場合に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る国書のうち、国土交通大臣の指定したものと除く。)
各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が基礎伏図、床伏図又は小屋伏図と整合していること。	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が軸組図と整合していること。	地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。
各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が軸組図と整合していること。	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が基礎伏図、床伏図又は小屋伏図と整合していること。	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。

されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

地震力（令第八十二条の五第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

地震力（令第八十二条の五第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。

応力計算書
(応力図及び基礎反力図を含む。)

略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。
構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。

略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。
構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。

断面計算書
(断面検定比図を含む。)

ること。

平成十九年国土交通省告示第
記第三号様式に定める応力図が明示され
ており、それらが適切であること。

平成十九年国土交通省告示第
記第四号様式に定める基礎反力図が明示
されており、それらが適切であること。

平成十九年国土交通省告示第
記第四号様式に定める基礎反力図が明示
されており、それらが適切であること。

断面計算書に記載されている応力と応力
計算書に記載されている数値とが整合し
ていること。

応力度が材料の許容応力度を超えていな
いこと。
断面計算書に記載されている構造耐力上
主要な部分である部材の断面の形状、寸
法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容と
が整合していること。

応力度が材料の許容応力度を超えていな
いこと。

平成十九年国土交通省告示第
記第五号様式に定める断面検定比図が明
示されており、それらが適切であること。

平成十九年国土交通省告示第
記第五号様式に定める断面検定比図が明
示されており、それらが適切であること。

屋根ふき材	応力計算書	荷重・外力計算書	
屋根ふき材	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。
屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	

基礎ぐい等 計算書	係関四の条二十八第令	使用上の支障に関する 計算書	使用上の支障に関する 計算書	基礎ぐい等 計算書
基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。

等計算書

。八十二条の四の規定に適合していること。八十二条の四の規定に適合していること。

(備考)

(ろ)欄に掲げる図書の種類については、施行規則第一条の三の規定に基づき、確認申請時に提出された図書とする。